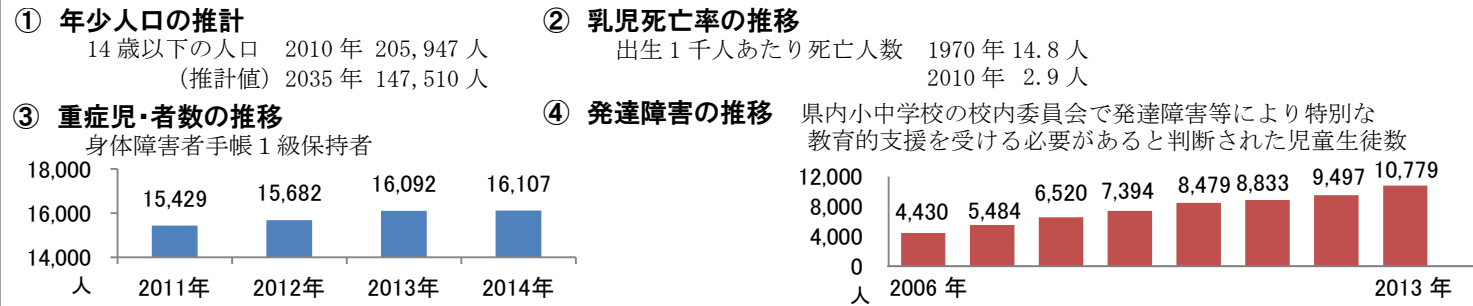


滋賀県立小児保健医療センター基本構想

1. 基本構想策定の趣旨

重症障害児や発達障害児の増加、小児医療に対するニーズの変化等に対応するため、平成24年度に有識者および医療関係者等による「滋賀県立小児保健医療センター将来構想提言」がとりまとめられた。
この提言等を踏まえ、同センターの機能再構築およびそのための基盤整備等を具体化し実現を図るための検討を行い、その検討結果を本基本構想としてとりまとめたものである。

2. 滋賀県の小児医療を取り巻く現状



3. 小児保健医療センターが抱える課題

- **増加する重症児等への量的・質的対応が困難**
 - ①施設の狭隘化（人口呼吸器等の機器を必要とする患者および隔離等を必要とする患者の増加）
 - ②ICUに匹敵する医療・看護（術後管理等）の必要性の高まり
 - ③精神症状の強い発達障害患者への対応が困難
 - ④NICU等へ長期入院している患者の在宅移行に向けた受入れなど、NICU後方支援への期待の高まり
 - ⑤重度障害児等に対する救急医療についての機能強化への期待の高まり
 - ⑥被虐待児童のアセスメントや社会的要養護児童の受入れなど児童福祉施設等との連携強化が重要化
- **小児から成人まで連続した切れ目ない医療の提供の必要性**
成人に達した患者が、成人を対象とする医療機関へ移行することが困難

4. 理念・目標

理念 県民の望ましい健康を創生する
目標 子どもの健やかな心身の成長・発達に向け、生きる力を支援する

5. 課題解決に向けた基本方針

- **小児保健医療センター機能の再構築**
小児難治・慢性疾患、小児整形疾患の分野を機能強化し、充実していく方向で機能の再構築を図る。
- **成人病センター、精神医療センター、県立リハビリテーションセンターとの協働**
 - ・成人病センター等と人的資源等を相互に活用するなどの協働により機能強化を図るとともに、子どもから大人まで切れ目ない医療を着実に提供する。
 - ・精神医療センターとの協働により、発達障害児への対応を図る。
 - ・県立リハビリテーションセンターとの協働により、リハビリテーション部門において、小児から成人まで一貫した対応を図る。

6. 機能再構築の方向性

- ① **専門性の強化**
難治・慢性疾患の分野における診療機能を強化。先進的医療への取組み強化など更なる高度医療を提供。
- ② **患者受入れ能力の強化**
病棟等の施設整備により、重症患者の増加および術後管理や隔離等を要する患者に対応。
- ③ **周産期医療の後方支援機能の強化**
NICU長期入院患者等の退院促進のための受入れ拡大。
- ④ **小児救急医療について**
成人病センターとの連携等により、難治・慢性患児への救急医療の強化を図る。
- ⑤ **地域連携機能の強化(在宅療養の推進)**
地域診療所等への技術支援やネットワーク構築など病病診療連携を強化。レスパイト入院等の受入れを拡大。
- ⑥ **子どもから大人まで切れ目ない医療の提供**
成人病センター等と具体的連携方策を整備。地域の病院や診療所との連携強化による地域医療体制を整備。
- ⑦ **保健指導部について**
 - ・長期療養児等の在宅療養への移行を推進するとともに患者児童とその家族に対する支援を強化。
 - ・子ども家庭相談センター等と連携し、被虐待児童への支援を強化。
 - ・発達障害者支援センター、精神医療センター等とも連携しつつ、発達障害の診断・治療・指導を促進。
- ⑧ **児童発達支援センター(療育部)について**
高度な医療的ケアが必要な重症心身障害児を主な対象に、引き続き総合療育を提供。

7. 難治・慢性疾患分野において目指す医療のあり方

難治慢性疾患においては、様々な合併症を抱えるケースが多く、関係する診療分野が緊密に連携するとともに、多職種連携のもとでの診療・ケアが極めて重要であり、現在の診療分野はいずれにおいても重要な機能・役割を担っている。
基本的にこれらの診療分野は維持および充実する方向とし、診療科の具体的な構成や体制は、基本計画において整理する。

(1)小児整形外科

引き続き高度な技術を要する医療を提供。他の病院では対応困難な小児筋骨格系の外傷についても積極的に受入れを行い、四肢体幹機能障害患者等についても積極的に外科的治療を行いながら患者の一層のQOL向上を目指す。

(2)神経小児科

県下の在宅重症心身障害児者の多くの診療に関わり先端的医療を提供してきた実績を基に、成人病センター等との連携強化を図り、診療技術のさらなる向上および検査・診断精度の向上等を図る。

8. 機能再構築に向けた基盤整備

(1)診療体制整備

- ①小児難治・慢性疾患分野において特化すべき診療科については「専門センター」とする。
- ②上記専門センターとは別に、常設診療科として「小児科」「こころの診療科」等を置き、所要の専門外来を置く。
- ③成人病センターとの協働により、「聴覚」および「リハビリテーション」等の分野で子どもから大人までを担う専門センターを置く。

(2)病棟・病室整備

- ①各病棟の個室増を図る。（増設する個室の一部はNICU後方支援病床および術後観察室に充てる）
- ②病室の拡張（1床当たりの面積拡大）を図る。
- ③全体の病床数（100床）は維持する。

(3)組織体系整備

- ①小児医療に係る診療科の連携や多職種の連携を維持するとともに、一層の機能強化を図る組織体系を目指す。
- ②小児保健医療センターの機能強化を図るとともに、子どもから大人まで切れ目ない医療を提供するため、成人病センターの人的資源等を活用することとし、小児保健医療センターと成人病センターの機能的一体化を図る。
- ③両センターの機能的一体化のため、小児保健医療センターと成人病センターの組織を一体化し、一つの病院組織とする方向で検討する。

(4)病病連携・在宅医療連携体制の整備

- ①成人病センター等と患者の診療・引継ぎに係る体制やルールの整備など具体的連携方法を取りまとめる。
- ②医療情報ネットワークへ参画のうえ、各地域の病院や、医師会や訪問看護ステーション等との連携体制を構築する。

(5)施設(建物)整備の考え方

- ①病棟部分については拡張するための施設整備（改築等）が必要である。
- ②療育部についてはH25.3策定の「療育部あり方検討報告書」に基づき病院本体と一体化を図る方向とする。
- ③小児保健医療センターと成人病センターとの物理的な接続を図ることが重要である。
- ④以上を踏まえ、病院等施設の整備について整理するものとし、そのための計画（基本計画）を別途策定する。

9. 基本計画の策定

基本構想を踏まえ、基本計画においては次の事項を整理するものとする。

- ① **小児保健医療センターと成人病センター等との医療連携に係る具体的方策とその効果**
- ② **保健指導部および療育部のあり方**
県健康医療福祉部との協議・調整のうえで整理
- ③ **医療技術部門のあり方**
成人病センターとの連携等に伴う放射線、検査、薬剤等各部門の再編・集約の可能性等
- ④ **事務局のあり方**
成人病センターとの連携等に伴う事務局の再編・集約の可能性等
- ⑤ **職員体制**
上記①～④を踏まえた職種別職員数など体制整備
- ⑥ **機器整備**
 - ・成人病センターとの連携等に伴う医療機器、検査機器、調剤機器その他給食関連機器等の共用化等
 - ・先進的医療の取組み等に伴う医療機器等の整備
- ⑦ **病院等施設(建物)整備**
上記①～⑥を踏まえ、病院等施設の位置、規模および必要設備等を含む施設構成
- ⑧ **守山養護学校の取扱い**
県教育委員会事務局と協議・調整のうえで整理
- ⑨ **整備計画**
上記整備に関連する事項を整理（概算事業費、収支シミュレーション、整備スケジュール）